

# 税務課からのお知らせ

軽自動車税の減免申請期限は  
4月24日まで

心身に障がい等がある方(本人に係る軽自動車等や、構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

※減免の申請は毎年必要です。

■申請期間／4月1日から4月24日  
(土・日曜日、祝日は除く)

■申請場所／税務課または町民生活課(天萬庁舎)

心身に障がい等がある方(本人)に係る軽自動車等の場合

■申請に必要なもの

①障害者手帳 ②運転免許証  
③車検証 ④印鑑 ⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類(例/通学証明書、通院証明書等)

■減免となる障がいの範囲について  
○身体に障がいのある方:障がい名及び障がいの程度によります。(詳しくはお問い合わせください)  
○知的障がいのある方:療育手帳Aをお持ちの方

○精神障がいの方:精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方

■自動車の所有について

○本人が運転する場合は、本人が軽自動車の所有者であること。  
○本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であること。

構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等の場合

■申請に必要なもの

①車検証 ②印鑑  
その他にも減免になる場合があります。

固定資産が確認できます

■縦覧期間／4月1日から5月3日  
(土・日曜日、祝日は除く)

■縦覧場所／税務課(法勝寺庁舎)

■縦覧できる方／南部町内に資産を所有している納税義務者(代理人の場合は委任状が必要です。)

※縦覧する場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

【問合せ先】

税務課(法勝寺庁舎内)

☎66・4802



## 第13回年賀状版画コンクール応募作品展(3月28日まで)

満州建国から80年一戦争を知らない世代に向けた

## 満州国資料展(5月7日まで)

〔4月1日から23日までは拡大展示を行います〕

祐生出合いの館では、今年応募のあった年賀状作品268点と、旧満州国に関するポスターや冊子約100点を展示しています。ぜひこの機会にご来館ください。

■開館時間／9時～17時(火曜日休館)

【お問い合わせ先】祐生出合いの館 ☎66-4755

